

火葬場に係る検討会
(第 1 回)
会 議 録

令和 8 年 6 月 4 日
東京都保健医療局

(午前10時00分 開会)

○神永健康安全部長 お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただいまより火葬場に係る検討会の第1回を開催させていただきます。

オンラインで参加予定の委員1名、まだ入室の調整をしているところですので、またいらっしゃったらご案内をさせていただければと思いますが、検討会を始めさせていただければと思います。

皆様におかれましてはお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、司会を務めさせていただきます東京都保健医療局健康安全部長の神永でございます。よろしくお願いいたします。

初めに注意事項がございます。本日の会議は、ウェブ会議を併用するハイブリッド方式での開催となります。円滑に進められるよう努めてまいります。機具の不具合等により映像が見えない、音声聞こえない等ございましたら、その都度事務局までお知らせをいただければと思います。

会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点、お願いがございます。

1点目は、ご発言される際には、会場でのご参加の方は挙手をしていただき、オンラインでの参加の方はウェブの手を上げるボタン、こちらを押していただき、指名を受けてからご発言をお願いいたします。

2点目は、ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただきからご発言をいただけるようお願いいたします。本日は議事録の作成のため、速記も入っております。

3点目、こちらはオンライン参加の方につきましては、カメラはオンの形で、またマイクは発言時以外はオフにさせていただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただいておりますが、机上にございます次第、委員名簿、資料の1から3、参考資料1から4をお配りしているところでございます。このほか、昨日、特別区長会と東京都が国に対して行った、墓理法改正要望に関する資料を追加でつけさせていただいているところでございます。

会場の方につきましては、資料の不足等ありましたら事務局までお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、本会議の情報公開に関する取扱いについてお知らせいたします。本日の会議は公開となっております。議事内容は議事録として後日公開をいたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の皆様の紹介をさせていただければと思います。資料にございます火葬場に係る検討会委員名簿、こちらをご覧ください。なお、ご所属、役職につきましては省略で案内をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。会場の方もオンラインの方も名前をお呼びしたタイミングでマイクをオンに

していただき、一言ご発言をいただければと思います。

それでは、名簿順に紹介をさせていただきます。大橋洋一委員でございます。

○大橋（洋）委員 行政法を大学で担当しております、大橋と申します。よろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 横田睦委員でございます。

○横田委員 公益社団法人全日本墓園協会で専務理事に当たっております、横田睦と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 大橋周作委員でございます。

○大橋（周）委員 パブリックセクターを専門にしている公認会計士の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 このほか、長江曜子委員がオンラインで参加でございますが、今、調整をしているところですので、いらっしゃいましたらまたご紹介をさせていただければと思います。

続きまして、吉住健一委員でございます。

○吉住委員 新宿区長の吉住健一でございます。民間火葬場が所在する区の代表として参加をさせていただいております。

○神永健康安全部長 続きまして、オンラインで参加の斉藤猛委員でございます。

○斉藤委員 江戸川区長の斉藤猛です。よろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 同じくオンラインで参加の保坂展人委員でございます。保坂委員、聞こえておりますでしょうか。

○保坂委員 世田谷区長の保坂展人です。人口93万人で、臨海斎場を他の4区とともに共同運営をしております。よろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 続きまして、オンラインで参加の山田加奈子委員でございます。

○山田委員 北区長の山田加奈子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 続きまして、阿部裕行委員でございます。

○阿部委員 多摩市の市長の阿部裕行です。なお、私、東京都市長会の副会長であり、なおかつ南多摩斎場組合という一部事務組合を構成している多摩市としても本日出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 続きまして、東亨委員でございますが、本日はご欠席となりまして、代理で秋川流域斎場組合事務局長の小澤様にご参加をいただいております。

○小澤委員代理 いつも大変お世話になっております。日の出町長の代理で出席をさせていただきます秋川流域斎場組合事務局長の小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 花本由紀委員でございます。

○花本委員 保健医療局理事、健康安全担当の花本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 次に事務局職員の紹介でございます。保健医療局健康安全部調整担当課長、山本でございます。

○山本調整担当課長 よろしく申し上げます。

○神永健康安全部長 最後に、私、改めまして健康安全部長の神永でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで検討会の開会に当たりまして、保健医療局長の山田よりご挨拶を申し上げます。

○山田保健医療局長 保健医療局長の山田でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。検討会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

日本は既に多死社会に突入しておりまして、東京におきましても、今後の人口動態から火葬需要の増加が見込まれているところでございます。また、都内には歴史的背景から、区部を中心に民間が経営する火葬場が多く存在をしているところでございます。

火葬場は人の尊厳と、社会秩序の維持に直結する公共性の高いサービスでございます。都民が将来にわたって、安心して火葬を行える体制を確保することが重要であると考えています。都が昨年実施いたしました調査につきましても、今後火葬需要が増え続け、その対応が必須となることなど、火葬場の実態や課題が明らかとなっております。

こうした実態を踏まえまして、この火葬場に係る検討会では、火葬能力の確保に向けた取組や経営管理も含めました火葬場の運営方法などにつきまして、委員の皆様方による検討やご意見を賜りたいと考えております。

全ての都民が安心して火葬を行える体制を確保するため、活発なご議論をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 続きまして、本検討会の会長の選任に移りたいと思います。参考資料の1におつけしております検討会の設置要綱でございますが、こちらの要綱の第5に、会長は委員の互選により選任すると規定をしております。委員の皆様方から会長のご推薦等ございましたらお願いできればと思います。

大橋周作委員。

○大橋（周）委員 ありがとうございます。公認会計士の大橋でございます。

私は学識経験が豊富な大橋洋一委員を会長にご推薦したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○神永健康安全部長 ただいま大橋委員からの推薦を受けて、皆様異議なしということでいただきましたので、それでは、これから大橋洋一委員に会長をお願いさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選任でございます。こちらも要綱の規定によりまして、会長が

副会長を指名する形になっております。大橋会長、どなたか副会長のご指名をお願いいただければと思います。

○大橋（洋）会長 それでは、ぜひ花本委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 大橋会長より花本委員が副会長に指名されましたので、花本委員、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。会場内のモニターを移動させていただきますので、少々お待ちいただけますでしょうか。

（モニター移動）

○神永健康安全部長 それでは、以降の進行につきましては、大橋会長にお願いいたします。大橋会長、よろしくお願いいたします。

○大橋（洋）会長 大橋でございます。大変力不足でありますけども、皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、本日の議題を進行させていただきます。早速、議題に入りたいと思います。本日の議題は次第にございますように、三つとなっております。

議題、まず1番目、火葬場に係る課題（検討テーマ）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○山本調整担当課長 それでは、資料1、「火葬場に係る検討会について」を事務局よりご説明させていただきます。画面に投影させていただきました。ご覧いただけますでしょうか。

本検討会につきましては、東京都が実施をいたしました火葬場実態調査の結果などを踏まえまして、火葬能力の確保ですとか、火葬場の運営のあり方につきまして、都内自治体の関係者、また、有識者の皆様にご議論をいただくために設置をさせていただきました。検討会の開催回数やテーマにつきましては、現在事務局といたしましては4回の開催で行いたいということで、その想定で記載をさせていただいております。

まず、今回の第1回目でございますが、東京における火葬の現状と将来の需給見通し、また、火葬に関します各主体の役割の整理について意見交換をし、議論をしていただくことを予定しております。

次に、10月頃に予定をしております第2回ですけれども、こちらで火葬能力の確保に向けた方策を検討し、中間まとめを行う予定でございます。

第3回では、火葬料金の設定や行政としての関与など、火葬場の経営管理などのあり方について検討を行うことを想定しております。

そして、年度内に第4回の検討会を開催し、検討結果ですとか、委員の皆様の意見の取りまとめを行いたいと考えております。

このほか、実務的な検討を行いますため、必要に応じて部会を開催する予定でございます。詳細につきましては、後ほど、3番目の議題でもご説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門やお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

ただいま、ご紹介がありましたように、本日は行っていただいた実態調査の結果をお聞きして、それに伴って二つ大きな課題があるというようなお話で、それを第2回は、主に火葬能力の話、3回目は経営管理の話というような形で議論を進めていきたいと、そういう、今、道筋が示されたわけでございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

このような形で、テーマ設定ということですので、早速、それでは内容に入っていきたいと思います。

それでは、まず議題の2番目ですけれども、東京の火葬の現状と将来需要について、これに先立ちまして、昨日特別区長会と東京都が国に対して墓地埋葬法改正についての要望を出されたということで、その内容や背景について吉住委員からご紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○吉住委員 時間をいただきまして、ありがとうございます。特別区長会会長の新宿区長、吉住健一でございます。

私からは、東京都の協力を得て、特別区長会及び東京都共同で昨日、厚生労働大臣に対して行った民間火葬場の経営権変更に関する墓理法改正要望についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。資料をお配りしております。

火葬場は公共的施設であり、安定的かつ継続的な運営が求められ、特別区と監督官庁が経営許可を与えた上で、運営することになっています。現在、23区の火葬場9か所のうち7か所を民間が運営しており、火葬件数の7割を1社が担っている状況です。

こうした中、先般、区内で火葬場を経営する株式会社が、米系ファンドに売却されるかのような報道がありました。この報道については、火葬場を経営する株式会社の親会社が現時点で売却が決定した事実はないとのコメントを発表しています。

しかしながら、特別区長会としては、火葬場が利益追求の手段として売買の対象とされること自体が継続性や安定性の面から、区民に不安を生じさせるものであり、深刻な事態として受け止めています。事態の緊急性を踏まえ、特別区長会として東京都に対し、本件について軌を一にした行動を取っていただくよう要請を行い、昨日の共同要望の実施に至りました。

それでは、4ページをご覧ください。

こうした事案は、民間火葬場の経営管理に対して、監督官庁である特別区が実質的に関与することができないという、法制度面の課題を明らかにしたものと認識をしています。火葬場が利益追求の手段となる背景には、法制度上の不備が存在すると考えております。昨年11月には、民間火葬場の料金について、行政が関与できる仕組みになって

いないことに関し、国に法整備を要望したところです。このほか、火葬事業と営利事業を結びつけることによる利益追求が可能であることや、これらを目的とする資本取引等に関する規制もないなど、今回の報道により、かねてからの懸念が顕在化したため、火葬事業の公共性を確保するための制度設計が必要であると考えています。

続いて、5ページをご覧ください。墓埋法（墓地埋葬法）の現状の仕組みでは、株式の売却により実質的な経営主体が変更される場合でも、監督官庁はそれを止めることができません。火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとされ、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り、与えることとされてきました。一方、23区においては、歴史的な経緯により、特定の民間事業者について、墓地埋葬法施行時に火葬場の経営許可を受けたものとみなされ、法施行後も特別に許可を与えられて現在に至っているものであり、火葬場の公共性を確かなものとするため、見合った制度設計が必要と考えております。

ちなみに私どものところに所在している民間の火葬場は、江戸時代から存在をしていて、いわゆる法律ができる前から既に許可されていたものとみなされて、現在に至っております。経営を地元の自治体が許可したわけではございませんが、当時の自治体が法律に基づいてみなして、許可しているという状況にあります。

今回の国への要望の趣旨は、火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際し、監督官庁が関与する仕組みの整備を求めるものです。具体的な要望事項については、7ページをご覧ください。

国からは、現行法でも、監督官庁が報告徴収や許可の取消しを行うことが可能との発言がございました。また、要望の内容は、条例で規定できるので、まずは監督官庁にて適切に対応いただき、壁にぶつかることがあれば、ご相談をとのことでした。

一方、経営支配権の変更について、現行法では事前に関与できる仕組みがなく、対処が難しい点について、国からは今後考えていかなければならない課題であるとのことご発言もいただきました。

私からの説明は以上となります。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。

今、お話がありましたように、東京都では、全国的に非常に珍しく、特に23区は民間が中心になって運営しているという、そういう実態があります。けれども、他方で、今、区長からお話があったように、法律を見ますと、そういう経営のことについては何も書いていない。もともと、この法律自体が非常に何も書いていない法律なんですけど、さらにここについては全く書いていないので、そこのところについては、いろいろ行政のほうで苦慮するところがあるので、それはやっぱり国が法律できちんと法制化して指針を示すというのが道筋だと思うんですけども、それができていないということで、昨日、区長会と知事のほうからこういう要望が出たということだというように理解してお

ります。ですから、これはまず国においては、そういう法整備を進めていただきたいと思います。

それを踏まえた上で、今お話にあった内容は、今日議論する議題とも重なりますので、後のほうとも兼ねて議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず以上の説明を受けて、事務局のほうから、今回、実態調査とかも行ったようでございますので、それを踏まえてご説明をお願いいたします。

○山本調整担当課長 それでは、事務局より資料2、東京の火葬の現状と将来需給についてご説明申し上げます。

本資料では、東京の火葬に関する歴史的経緯や制度上の課題、また東京都が昨年度実施いたしました実態調査の結果を踏まえた、将来の火葬需給の見通しについてご報告するものでございます。

まず、東京の火葬場の全体像をこの1ページ目でお示ししております。都内には火葬場が合計26か所ございまして、区部に9か所、市町村に9か所、島しょに8か所ございます。このうち、民間が運営する火葬場は8か所でございます。区部に7か所、市町村に1か所でございます。

また、この1ページ目の下に書かせていただきましたが、全国の火葬場では97%が市町村または区市町村で構成されます一部事務組合による公営の火葬場でございます。

民間の火葬場は、国内では現在13施設あるわけなんですけれども、そのうち8施設が東京都内にございます。区部は9か所のうち7か所が民間の火葬場となっております。このように全国的には、火葬場は基礎自治体が担っておられるのに対しまして、東京の区部では民間の火葬場が中心になっているというのが大きな特徴でございます。

続きまして、スライド2ページ目でございます。こちらから東京の火葬場の歴史的経緯をご説明させていただきます。

まず、区部と多摩地域では、火葬場の成り立ちが異なるということがございます。区部におきましては、人口の集中を背景に、江戸時代頃から寺院の境内などで火葬が行われておりまして、当時あった火葬場の一部が現在の民間の火葬場の起源となっているところでございます。

一方、多摩地域では昭和の戦前期まで土葬の慣行が残っておりまして、火葬は主に伝染病対策として実施されてきた経緯がございます。その中で、民間の火葬場の公営化ですとか、基礎自治体の責務として、自ら公営火葬場を開設されるといった取組が進められてきたところでございます。こうした経緯もございまして、区部の火葬は、民営火葬場、多摩の火葬は公営火葬場で行われるものが中心となっているところでございます。

続きまして、スライドの3枚目でございます。こちらでは、昭和の戦後以降の経緯をご説明しております。

昭和23年に墓地、埋葬等に関する法律が施行されました。国は火葬場につきまして、原則として市町村等の地方公共団体が経営すべきとの考え方を示しております。一方で、

墓埋法の附則の規定によりまして、昭和23年の時点で既に存在し、許可を受けていた施設は、墓埋法で許可を受けたものとみなされ、その規定が現在まで変わっておりません。こうしたことから、民間火葬場が存続しているものでございます。

火葬場の運営に関する指導権限につきましても、少し触れております。特別区での保健所の設置ですとか、また、地方分権一括法の施行などによりまして、現在都内では島しょの地域を除きまして、区市町村が火葬場に関する指導監督などを行うという立てつけになっております。

続きまして、スライド4枚目をご覧くださいと思います。火葬に関する取組について、ご説明したものでございます。

近年、燃料費の高騰などから火葬料金の値上げの動きが相次ぎまして、民間火葬場における料金設定の妥当性などに関して、都民の関心が高まっているところでございます。火葬場は公共的な施設でありながら、墓埋法には料金設定に関する定めがないことが課題でございます。昨年9月には、東京全体で安定的な火葬体制を確保することの重要性を都議会で表明させていただきまして、11月には特別区長会と共同で、国に対して法の見直しを求める要望を行っております。

スライド5枚目をご覧くださいませでしょうか。具体的な要望の内容といたしまして、4点ございます。

第1に、経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限の法的な明確化。第2に、火葬料金の設定の考え方に関するガイドラインの策定。第3に、料金設定に行政が事前に関与する仕組みの法定化。そして、第4に、火葬事業の会計区分と経費内訳の公表義務化でございます。

続きまして、資料、スライド6枚目でございます。

こちらにつきましては、先ほど吉住委員からご説明のありました要望内容のポイントをまとめたものになります。内容につきましては重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、スライドの7でございます。こちらは、東京都が実施をした火葬場の運営等に係る実態調査についてでございます。

昨年12月より東京都内外の火葬場ですとか、自治体を対象に調査を実施してまいりました。2024年には約14万人である都内の死亡者数につきまして、2065年頃には約20万人まで増加する見通しでございます。後ほどご説明をいたしますけれども、この死亡者数の見込みを踏まえまして、今回火葬の需給推計を行いました。

続きまして、スライドの9枚目をご覧くださいませでしょうか。火葬実績のグラフでございます。区部所在の火葬場の火葬実績のうち、8割は民営火葬場、市町村所在の火葬実績では7割が公営火葬場となっております。

続きまして、スライドの10枚目でございます。火葬実績の詳細でございます。

ここでは、稼働率と回転数という二つの指標をお示ししております。稼働率は、公営

が高く、民営は低い一方で、回転数は民営の火葬場のほうが高く、高回転で運用されているということが分かる結果となっております。

続きまして、スライド11枚目でございます。こちらは、火葬の申込みがあった日から実際に火葬が行われるまでの待ち日数の平均値を、月別にお示ししたグラフでございます。冬場はお亡くなりになる方が増えることに伴いまして、待ちの日数が長くなる傾向がございます。また、火葬場の稼働率が高いほど、待ちが発生しやすい状況がこの結果から見てとれるかと思えます。

続きまして、スライドの12枚目でございます。こちらは、お亡くなりになった方の死亡時の住所地別に火葬件数を分析したものでございます。区部に所在する火葬場におきましては、区部以外からの利用が約2割を占めているところでございます。特に、区部の民営火葬場におきましては、都外からの利用も含めた地域外の利用の割合が高くなっているところでございます。

一方で、市町村に所在する火葬場におきましては、市町村の住民の方の利用が大部分を占めていることが分かる結果となっております。

続いて、13枚目でございます。こちらは、二次保健医療圏単位で見たときの地域外の火葬場の利用状況を地図上に示したものでございます。先ほどのデータと同様に、区部の火葬場が広域的に利用されておりますほか、市町村の中でも一定程度、圏域をまたいだ利用があることが見てとれるかと思えます。

続きまして、スライド14枚目をご覧ください。ここからが将来の火葬需給の試算でございます。

試算の①として、こちらでお示ししております。これは、今回私どもが調査で把握をいたしました東京都内の火葬場における実際の年間の火葬件数から、推計しました将来の需要数、すなわち死亡者数の推計値に当たるものですけれども、これを差し引いた結果を折れ線のグラフで示したものでございます。2030年以降、火葬の実績が、ほぼ現状と同じ程度で推移するという設定で計算をさせていただきました。

左上の特別区・市町村計のグラフをご覧ください。2035年頃には需給差がゼロを下回ると試算されております。これは死亡者数、亡くなる方が増加をするため、現状の延長線上、実績ベースでは、これ以上の対応が難しくなるということを意味しているものと考えております。

続きまして、スライド15枚目をご覧ください。試算の②でございます。

こちらは、各火葬場が年間を通じて、現在の年間の受入可能数で、常にフル稼働するという前提で推計をしたものでございます。ただ、こうしたフル稼働という厳しい前提を置いたとしても、東京都全体では2060年から65年頃に、年間で需給が逼迫する見通しとなっております。現行の能力を最大限活用しても、将来的な余裕は限られるということが、こちらから見てとれるものと考えております。

続きまして、スライド16枚目をご覧ください。試算の③でございます。

こちらは、先ほどご覧いただきました試算の②と同様に、各火葬場がフル稼働するという前提で、なおかつ1年のうち、火葬の需要がピークとなる1月に焦点を当てた試算でございます。冬場は、お亡くなりになる方が増加をいたしますので、その年の年間では仮に多少の余裕があったとしても、ピークとなる月には需給が逼迫をするという結果となっております。東京都全体では、各火葬場のフル稼働を前提としても、2040年頃には、この1月の需給が逼迫するという見通しとなっております。

このように、冬場のピークの対応は、年間ベースの試算以上に、喫緊の課題であるものと考えております。近い将来、東京全体で、今よりも火葬の待ち日数が長くなる可能性があるものと考えております。

続きまして、スライドの17枚目をご覧ください。

こちらは、昨年度実施しました実態調査での個別のヒアリングの結果のポイントをまとめたものでございます。公営火葬場は、既に稼働率が高く、住民以外の方を受け入れる余力は限定的であるというご意見がございました。今後の需要増には、住民を優先する運用の強化ですとか、現状ではお休みとしております友引の日の運営、また、時間帯の拡大によって対応するといったお考えも拝聴したところでございます。

一方で、民営の火葬場におきましては、現状において稼働率には余裕が見られるという結果となっております。ただし、この民営の火葬場につきましては、高回転・高密度、すなわち短時間で連続して火葬を行うという運用を前提に、受入可能数を設定されているということについては留意が必要なものと考えております。

自治体の取組状況としましては、公営火葬場を設置していない自治体の多くでは、火葬事業について具体的な検討は行われていない状況でございます。適地・財政・人材の制約が大きく、対応方針が定まっていない自治体が多いと見られるところでございます。

最後に、スライドの18枚目でございます。火葬需給の見通しを踏まえた課題を4点、整理しております。

第1に、現状と同程度の火葬規模では増加し続ける火葬需要に応えることは困難であり、将来を見据えた火葬能力の増加が必要と考えております。

第2に、民営火葬場では、都外からの利用が一定割合を占めておりまして、今後さらに都外からの利用が増加した場合、都民の需要に十分対応できなくなる可能性もございます。

第3に、待ち日数の増加に伴いまして、より遠方の火葬場を利用せざるを得ない状況が発生するなど、ご遺族の負担増大が懸念されるところでございます。

第4といたしまして、平時における高い稼働率が恒常化すると災害時の対応余力が失われるおそれがあるものと考えております。

これらの課題を踏まえ、今後検討会における議論を行っていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。

ただいま東京都から、いろいろな現状分析をいただいたことをご報告いただきました。その中でも、東京都に特有な火葬場の成り立ちの問題、先ほどお話あった江戸時代とかからのものがあって、どうも多摩地区のほうでは公営火葬場があるのに対して、区部のほうでは、民営火葬場が役割を果たしている。ですけど、全国的に見ますと全国の97%が大体公営でやっていて、法律自体は、官がやるという前提で仕組みができています。東京は、実は区部については、こういう民間がメインの仕組みになっているという非常にねじれた関係があって、全国的に見たら例外なのかもしれません。東京にとってみたら中心課題という、そういうようなことが明らかになりました。

そういう中で、実態調査を踏まえて、処理能力の問題が明らかになりまして、今後の需給を考えると区部でも、また、多摩地区でも火葬能力の問題に対しては対応が必要だということで、早ければ10年ちょっと。フル稼働は、なかなか現実的ではないのかもしれませんが、そういう非常に切迫した状況にあるということが示されまして、こういう火葬場を造るのに、地元のいろいろコンセンサスを取ったりとかしますと、もう10年単位の仕事になると思いますので、やっぱりこれは早めに着手する必要があるというように示されたように思います。

他方で、民営火葬場が区部中心に非常に多いというような中で、先ほど吉住区長からお話がありましたように、料金設定だとか、そういう経営変更についての行政関与というのは、法律の中にも何も書いていないという状況の中で、いろいろやっていかなければいけないという問題が大きく残されているという、そういうことが顕在化したのが今のペーパーだと思います。

そこで、今日はせっかくの機会ですので、その実施主体である首長の方にも来ていただいております。特に公営火葬場を整備してきたご経験がある多摩市長の阿部市長から、現状と将来需給とかということについて、ご自身のご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○阿部委員 まず、その前に、今回このような形で東京都で、火葬について全体状況を把握いただいたことは、よかったと思っております。もともとの発端は、特別区での民間斎場の区民葬がなくなることから、端を発しているわけですが、改めて今回東京都で、需給のこういうデータを明らかにしていただいたことによって、これは後ほどお話をさせていただきますが、私たちの多摩ニュータウンエリアにおけるいわゆる火葬場についても、かなり逼迫してきているということはございます。

その上で幾つか申し上げたいのですが、まず、先ほど吉住区長からお話があった墓理法改正要望については、これは私も当然のことだと思います。ただ、このことについては、特別区と東京都の間に協議されて、なおかつ、これは特別区での問題だと思います。ただ、私としては、先ほどの話を伺い、本当に江戸時代に遡る話でありますので、ある意味で、こうしたところが、法の抜け穴にならないように。今、大橋会長からお話があったように、多摩地域のほうがいわゆるグローバルスタンダードであって、これが日本

の標準のありようであったと。その上で、ちょっと話をさせていただきたいと思います。

私たちのところの5市、八王子市、町田市、日野市、稲城市、多摩市で運営しております南多摩斎場は、昭和50年に出来上がったわけですが、そもそもは、多摩ニュータウン開発ということで、これはもう東京都・国が当時の高度経済成長時代の働く人たちのまち、これを作っていく。その当時としては、いわゆる今は言葉としてはあまり迷惑施設という言葉は使っていませんし、重要なインフラ施設だと私も思っていますが、当時は言ってみれば、墓園であったり、斎場であったり、清掃、それから、し尿処理、こうしたことについて、南多摩地域でそれぞれ割り振りをいたしまして、私ども多摩市は清掃工場を引き受け、そして八王子市が墓園を引き受け、町田市が火葬場を引き受ける、稲城市がし尿処理場を引き受けるというようなことで、実は現在も南多摩ニュータウン協議会という組織がありまして、そうした中で、これらの課題を議論している場がございます。

ただ、そうはいっても、今、もう55年以上たっていて、ニュータウンそのものも大きく変わってきています。そうした中で、私どもとしては、当時やはり斎場を作るときには、これはどちらの自治体も清掃工場も同じですが、ほぼ周辺には人が住んでいないというところに作っているわけですね。かなり高齢化が進み、お亡くなりになる方も増え、私どものほうでも友引を含め、フル稼働をしている状況です。早朝からも利用を広げていく。そうしたことを積み重ねてはきていますが、やはり限界にきております。

今は12炉、南多摩斎場では持っておりますが、その12炉を増やすとしても、昔と違って周辺には住宅も張りついている中で、周辺の皆さんに理解をいただかなければ、この話は進まないということがあります。

また一方、それぞれの自治体、その5市の中においても、それぞれ違います。例えば、それぞれ独自に斎場を持っている自治体もありますし、一方、私ども多摩市、町田市、それから稲城市、この3市は独自の火葬場を持っておりませんので、この南多摩斎場がある意味で命綱になっております。なおかつ、先ほど会長からお話がありました、いわゆる公営で運営している斎場は、もう既に、組織内の市民、町民だけでほぼいっぱいになってきていて、ほかから受け入れる場合には、有料となり、8万円いただいております。

ただ、いわゆる構成市以外の方々を引き受ける率は、非常に少なくなってきています。つまり優先順位上、構成市以外から引き受けるとなると、構成市のニーズに応えられないということから、この枠は減ってきております。ですから、そういう意味では、斎場そのものの規模をどう上げていくのか、それを乗り越えていかないと、この課題は解決ができない。

一方、多摩地域全体に目を移しますと、斎場を持っている自治体と、一方、斎場を全く持っていない自治体もあります。先ほど東京都のほうの調査をいただいた中でも明らかのように、北多摩中心に12ぐらいの自治体においては斎場がございません。そうい

う意味では、他の公営の斎場であったり、民間の斎場等を利用されている方も多いということで、将来的にこの問題は、特別区だけではなくて、26市含めて共通の課題だと私は認識しております。

ただ、これまでの成り立ちで、つまり多摩地域のほうは、基礎自治体の事業として担っていますので、正直申しまして、汗を流し、きちんとそこは税も投入してきておりますので、だからその辺は、特別区の基礎自治体としての事業であるということについては、きちんとご理解をいただかないと、この話を先に進めることがそもそも難しくなるのかなと思っております。以上、あまり広がらないように、必要な部分のみ話をさせていただきました。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。今、多摩地区の現状について、詳細なご説明をいただきました。

それでは、他方で区部のほうの民営火葬場の役割ということについても、今日は区長の方が複数ご参加なので、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

最初に北区長の山田さん、現状と需給の課題とかということについて、お話をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○山田委員 山田です。ありがとうございます。

火葬場が北区にはなく、区民は他区に設置されている火葬場を利用しており、ましてや民営の火葬場ということで、今回、吉住会長が提出いただいた要望の内容に、私たちもちろん賛同していく中で、民営火葬場の法規制を必要とする中でも、公益性の高い施設であるという火葬場が、マネーゲームの対象になることを強く懸念しているというのが、今のお話の中で感じているところであります。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

それでは、同じように民間の火葬場を抱えておられる世田谷区長の保坂さん、同じような形で現状と需給の見通しとかということについて、ご意見を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○保坂委員 ありがとうございます。

世田谷区では、先ほど申し上げたように、大田区の臨海斎場に港区、目黒区、品川区、大田区、世田谷区と5区で共同運営する一部事務組合方式の臨海斎場を運営しております。実態で言うと、現在、火葬炉が10ありまして、約1万件の火葬を行っている。ただし、相当いっぱいになってきているので、令和12年までに倍増させる。駐車場だったところを潰して、もう10増設して1万5,000までできるようにしよう。料金については、この組織区内の区民は4万4,000円で、区外の方は8万8,000円というふうになっています。

ただ、世田谷区自身は10%いくらかどうかぐらいの利用率で、やはり組織運営を一緒にやっていること自体はいいんですけども、地理的な遠さというのがありまして、民間の火葬場ですね。代々幡だとか、桐ヶ谷だとかというところをお願いしている区民の

ほうが多いのが現状です。区議会でも度々、人口93万人規模で、火葬場というのは必要があるんじゃないかという議論がありまして、現在需給についても、区内でも調査などを始めているところです。

吉住区長会会長から冒頭報告がありました国への申入れ、非常に必要なことをいいタイミングでやっていただいたと思います。特に、外資系ファンドが買うという意向を示しているという報道がありました。それは、現在は一応止まっているというようなお話でしたけれども、逆に言うところの外資系ファンドが買うこともできるのが実態なわけですね。ということであれば、現在、昨年以来、区民葬の見直しをめぐって、江戸時代以来、民間が23区においては、割と半独占状態、独占状態に近い形で6か所運営しているということに対して、値段がじりじりと上がるだけではなくて、従来休憩できていたところが有料になってしまうとか。様々な、要するにお金を生み出す場として、経営の熱心さは分かるんですけども、やはりこれは公共性の高い持続可能な場でなければならないというところから、もしこの外資に売却ということであるなら、この際、東京都であるとか、基礎自治体であるとか含めて、公営化するというようなチャンスなのではないかと。区部には6か所点在しているので、東京都のイニシアティブをぜひお願いをしたいというふうに思っているところです。

現状、国は、法律上は区が全部できることになっていると。しかし、実態上、保健所が例えば経営、実務、管理、会計の詳細などを把握して、指導したり、そういう権能がない、あるいは経験もないという状態でできない状態、これが続いておりますので、今回この検討会を契機に、この状態をまず東京の6か所の民間の運営する火葬場のあり方を、持続可能な形に都民が安心できる形にしていくチャンスかなと思っております。

それから、全体の需給をしっかりとこの勉強会で私も勉強させていただいて、さらに、火葬場の設置というものが必要かどうかというのを考えていきたいと思っております。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。民営火葬場の問題点というのは、少しずつ明らかになってきたようで、ありがたく思います。

では、同様に……。

○横田委員　会長、よろしいですか。

○大橋（洋）会長　どうぞ。

○横田委員　墓園協会の横田でございます。今、保坂委員から民営の火葬場の公営化というようなお言葉をいただいたというふうに聞き取れました。これは、例えば私の所属しております全日本墓園協会でも、公益法人制度改革等が行われる以前は、経営者が株式会社になっている墓地というのが、会員の全体の1割ないし1割5分、2割までは行かなかったと思いますけれども、それが今は、協会の名簿とかは精査してなかったのですが、まだ株式会社でやっておられるというのは、1か所だけになりました。

最終的には、皆さん公益財団法人に切り替えるというようなことの行政指導ですね。これを受け止めて、財務の内容等もいきなり株式会社の立てつけから、公益財団法人の

立てつけに切り替えるというのも、1年、2年でやってくださいというわけにはいかないので、これは相当程度に行政もウオッチをしながら実施されました。その公益財団法人も東京都が認証する公益財団とするのか、あるいは内閣府が所管するところの公益財団とするのか、ここも議論が技術的には分かれるところだと思います。公営化の道というのは、やはり墓園事業などの過去の経緯などを私が見ておりますと、実際に株式会社から、それが公共の施設に移る。公共の施設として、地方公共団体の管理に移るところまでのダイナミックな切り替えというのではないんですけれども、それに準ずる形で公益財団になると次に何があるのかというと、財務の内容ないし、事業報告の開示ですよね。情報公開というのが、今の民営の火葬場では、これが十分に行われていないがゆえに、都民の皆様方は不安を大きく感じているところだと思うので。

都が厚生労働省に冒頭、話を巻き戻してしまうようで申し訳ないのですが、墓埋法の改正要望をされたという点で、興味深く拝見させていただきました。興味深く拝見させていただいた中で、もう少し問題点のフォーカスの焦点の精度というのを上げていく。ないしは、現行法令の中でも何ができて何ができないのか、これについて、もう少し丁寧に考えたほうが僕はいいのだと思います。

厚生労働省は基本、ここの配布された資料の3ページにもあるとおり、平成24年に特別区や市に権限を降ろしました、地方分権にしましたので。厚生労働省としては、権限を移す、それは霞が関のいろいろな議論があつてのことなんでしょうけれども、やおら、厚生労働省がそこに踏み込んでいくということについては、非常にその辺りはセンシティブな問題として捉えています。困ったときの厚生労働省で駆け込まれても困りますと。もう地方分権しているのだから、あなたたちの自治行為でそれは考えてくださいと。

東京都においては、そこからさらに、平成25年に、事務処理等特例条例ということで、町村にも、これを降ろしておられるというところなので、基本はやっぱり市町村、特別区の中で、それについて、ある種一つのグループというか、懇話会を設けて、東京都の例えば今般の検討会を主催されておられる保健医療局などが、ある種束ねるとか、あるいは技術指導するなどして、この民間火葬場についての、その情報を開示させて、その解像度を上げていくと。具体的には今の、難しい話ばかりしていて申し訳ないんですけれども、墓地、埋葬等に関する法律の第15条では、図面帳簿書類の備付けの義務があるんですよ。これはもう民営であろうと、公営であろうと、これは関係ありません。だから、おのおのの火葬場についての図面とか、帳簿とか、書類についての整理はしていきなさいいけないんです。

次に申し上げると、おのおのの火葬場の管理者は、これは毎月5日までに火葬場所在地の市町村長、あるいは特別区に報告しなければならない。

今度18条に行くと、火葬場だけは墓埋法の中でも特殊な、ある種慎重に取り扱わなければならない施設としてという位置づけがあつて、墓地とは違って、火葬場に対して

は、許可を行っている当該職員が火葬場に立ち入って、かつ、その関係人からの請求があったときには、これを提示しなければならない。だから、今でも民営火葬場の財務内容等々については、区市町村の皆様方で、立入検査をして帳簿の提出を求めることができることになっています。施行規則の中でも、類似のやっぱりその火葬帳簿の備え付け、その情報の開示というのは求められているので、公益財団法人のような情報の開示を行って、そのオープンな形で情報を知れば、なるほど火葬料金は、こういう費用が必要になるからとかという納得感が出てくると思うので、情報の開示、まずはですね。それをやると、どうしても現行の法令の中では、手詰まり感のあるところが次のステップで出てくると思うんですけども、そこで初めて出てくるのが、僕は墓埋法改正なんだと思います。

こんなことを言うと、東京都、申し訳ないんですけども、東京都が出している要望は、既に現行の法令制度の中で、担保されている事柄なので、それは行政執行権を持っている各特別区の皆様方が、いや一つの区だとなかなかだよねとなれば、その火葬場が設置されている特別区の皆様方が、一つの合議体を重ねて、東京都と調整をしながら、どこまでの情報開示をさせれば、一体何がどこまで分かるのかというような形の、やっぱり現行におけるできることの制度化というか、踏み込みというのは、すぐに手をつけることができるような事柄じゃないかなというように思います。

ちなみに、冒頭で申し上げました、何で株式会社が墓園事業をやっている中で、株式会社が公益財団になったのかということの経緯というか、どうやって背中への押し方をしたのかということ、墓埋法10条では許可を受けなければならないと書いてあり、すでに許可を受けているものについてその許可を取り消すということとはできないにしても、第2条で、前項の規定により許可を受けた区域、ないし施設を変更したりする場合には、同様とすると書いてある。

設備の変更は、都度都度、行政における許可は必要。墓園の場合には、墓域を拡張しようとした場合に、拡張の申請をする前に、まずは自分のところを公益法人にしてから拡張の許可の申請を出してくださいというようなことで、五月雨に公益財団法人に経営主体が移り変わっていったという経緯があります。

施設の変更等は、火葬場を運営する中で火葬炉のメンテナンスの状況だとかは、非常に短い年度でやっている事柄でもあるので、その入れ替える期間を見落とさないようにして、その都度都度、行政としての関与をしていくことで、先ほど保坂委員がおっしゃられた公営にならせるところまでは難しいとしても、それに準じた公益法人に切り替えていく。

難しい技術論ばかりお話ししてしまいましたけれども、本委員会でも、今後の検討課題として、そういう捉え方もあるんじゃないかということで、ご理解いただければということで、ちょっと長くなりましたが以上です。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。

それでは……。

○神永健康安全部長 申し訳ありません、会長。よろしいでしょうか。

オンラインで参加いただいている長江委員がオンラインに入れましたので、長江委員から一言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

長江委員、大丈夫でしょうか。

○長江委員 長江でございます。

○神永健康安全部長 ありがとうございます。すみません、よろしくお願いいたします。

○長江委員 すみません。ちょっとネット環境が整っておらず、遅れて参加で申し訳ありません。ありがとうございます。

私の専門が世界の葬祭施設、墓地が専門なんですけど、海外は火葬場とか、あるいは斎場とか、墓地が一体化施設なものですから、火葬場に関しても、幾ばくかの勉強をしてきた者という立場で参加させていただければと思います。

先ほどより様々なご意見の中で、やはり公益性のある都市に必ず必要とされる祭祀施設が火葬場であるという、その人々にとって非常に大切な施設にもかかわらず、実質的には、例えていえば、今後、死亡人口のピークというのが2040年と普通には言われていますが、先ほどの資料のように、2060年、もしくはその後にも東京都23区、あるいは都市部以外にも人口が一極集中していますので、今、逼迫する状況に対してどういう手を打つかということの議論で、様々な形で運営に対する透明性とか、そういうことも含めて価格の問題であるとか、そういうところで注目されている分野であるということは、認識しております。

その中で、もし民間の火葬場がそれぞれの地域の方々にとって非常に有効な施設でありながらも、やはり価格の高騰であるとか、様々な部分で、経済面の負担感をもたれる都民の方々は非常に多いという現状ではないかと考えます。とはいえ、その中で新規に小規模な火葬場を作ることになりますと、やはり先ほど保坂委員のほうからも、言ってみるとなかなか難しい部分があったり、あるいは、迷惑施設的な位置づけというのがある中ではあります。今後前向きに捉えて、死亡曲線ピークの後に、また人口減少が起きますので、持続可能な人口動態に対応するような形での祭祀施設のあり方というのは、極めて重要というふうに考えております。また、大都市における災害の場合はどうするかとか、そういうことも含めて問題があるというふうに考えております。

今、火葬場が単なるご遺体の火葬の場だけではなく、家族の小規模化が起きている時代に、直葬、いわゆる葬儀を行わず火葬だけをする方々も3割ぐらいは出ている、今後また祭祀、あるいは葬送の文化の変化が出てくる中で、やはり忘れてはいけないのは、数の解決も大切なんですけれど、やはりソフトの部分、つまりご遺族にとって火葬場が最後のお別れのよい場所になるために、どのような形で、それぞれの地域住民の方々にとって、必要な施設として有効な形に使われるかということに関しては、地域住民の心情に寄り添う姿勢がとても大切な部分というふうに考えております。

私の意見は以上でございます。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。今、横田委員から現行法でできることがあるのではないかと、そういうご指摘をいただきまして、その後、長江委員のほうからは、火葬施設は、公共施設として、基本的なインフラで大事だということを考える上で、住民の意識とか、そのようなことの変化を踏まえた上で捉えるという視点をいただきました。

すみません、先ほど途中になってしまったんですけども、区部で、民営火葬場を運営されている区長さんのご意見を伺ってまいりまして、同じような形で江戸川区長の斉藤さんからも、現状と課題をご説明いただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○斉藤委員 江戸川区長の斉藤です。よろしくお願いします。

江戸川区は、都立の瑞江葬儀所がある場所になります。先ほど、迷惑施設とか、住民意識という話がありましたが、先ほどの資料のとおり、昭和13年から、もうここで運営をされておりますので、地域住民が何か散歩をしたりとか、緑が多いので、大変うまく運営をしてもらっています。

その瑞江葬儀所が、この6月1日に火葬能力の向上、増強を図りまして、今、年間稼働日数が300日なんですけれども、今までですね。今度は350日になると。1日当たりの稼働時間も2時間延ばして、午前9時から午後5時15分になると。結果として、年間の最大の火葬の件数が7,500件から1万500件になると。これも、地域に説明をしてもらいまして、スムーズにこの受入れがされているところでございます。ただ、そういった火葬場の所在区ではあるんですけども、江戸川区民がこの葬儀場を利用できている割合は4割でございまして、先ほどの資料の説明にもありましたとおり、私どもも切迫した状況には変わりありません。

そういった中で、このような会議で、都と市と町が、まさにオール東京で有識者の皆さんと一緒に検討できるというのはありがたいことだと思っています。そういった中で、やはり基礎自治体が責任を持つという、先ほど多摩の阿部市長のお話もございましたけれども、そういった認識をしっかりとった上で、活発な議論ができればと思っております。

以上です。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

すみません。保坂区長のほうから、ご発言があるという手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○保坂委員 横田委員のほうから詳細な墓地埋葬法をどのように読むかというお話し、ごもっともなお話がありました。ここで一応紹介しておきたいのですが、この墓地埋葬法の18条を我々も研究しまして、およそ10年前に、都内に事務所を有する宗教法人が、墓地を区内に開発しようとしたという案件がありまして、規模も住宅地に近接して

いたことから、世田谷区として墓埋法に基づく帳簿の提出、また、その宗教団体を称しているけれども、宗教活動の記録を提出しろということで、2年くらい資料のやり取りをしまして、実態はない、帳簿も数字が合わないということを判断いたしまして、不許可処分にいたしました。その結果、提訴をされて裁判になりましたけれども、裁判は区側の勝訴で終わっております。ということで、墓埋法というものが、そういうふうな墓地においては機能したという体験を私自身も持っております。

横田委員が言われたように、現状の民営火葬場が、いわゆるその公益法人化をして、ちゃんとディスクロージャーの責務を負うという道は、非常に現実に即した望ましき方向だと思いますが、私が少し公営化というそのことを言ったのは、これまでの状況から位相を大きく変える、言わば外資に売却という話が出てきたということで、そこまで経営を手放して、どこかに売りたいというところにあるのであれば、これまでの経過も踏まえて、公営化の検討というのがあってしかるべきではないかというような趣旨でございます。

ですから、それぞれの法律上の立てつけで、基礎自治体が頑張る部分と、なかなかこの東京の民営火葬場では、難航してきたという事実と、そして今、いわゆる売却報道があると、そのタイミングでお話をしたということを補足しておきたかったので、お話ししました。

以上です。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。横田委員、手短に。

○横田委員 保坂委員、どうもありがとうございました。

実際に墓埋法を適用運用し、墓地において適切な行政判断において、この許可を行わなかったという事例のご紹介は大変心強いものです。

今、保坂委員からご議論があったとおり、財務の開示で何でも解決するのかというと、解決するものではないけれども、やっぱりお金の動き方というのをトレースすることは、物事の焦点というか、解像度を上げる大切な手段だと僕は思っています。

どうもご研究いただきまして、ありがとうございました。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○花本副会長 先ほどから民営火葬場の公営化ですとか、公益財団化とか、いろいろご意見をいただいているんですけども、一点だけ。

墓埋法ですが、1条に書かれているように、公衆衛生の維持が目的であり、法18条で報告徴収ができるとなっているんですけども、ここの求め先は、目的が公衆衛生の維持なので、現場の管理者であって、経営層ではないと考えております。先ほど横田委員から、経営面でいろいろな財務情報を出せるんじゃないかと言われていますが、そこは現行法では難しいのではないかなということで、我々としては国に対してきちっとこの墓埋法で、根拠を明確に位置づけてほしいという要望を出しているところです。

いただいたご意見を踏まえまして、これから確かにやり方については、もう少し考えていけることもあるかと思っていますので、これからも情報をいただければありがたいと思います。

○吉住委員 会長、すみません。多分、順番が回ってくる予定だったと思いますので。

○大橋（洋）会長 お聞きしようと思って、ちょうど民営施設を持っている区長ということで、最後、新宿区長にお話をと思っていました。よろしくお願いします。

○吉住委員 各委員から本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今、まさに横田委員のほうからお話をいただきましたが、毎月報告をもらっています。なおかつ、現場にも立入りをしています。そして、年に1回、六つの区で先方と会いまして、会計士も関与させて、そこは財務諸表なども見させていただいています。その上で、我々と大幅に見解が違いますので、それを先方と議論してきているんですが、先方も会社の監査を通したもののなので、これは区側から言われても、我々も資格を持った人の承認を得て出しているものなので、これは収益部門であって、これは公益部門ではないとか、その仕分がそもそも違うのではないかというのを我々は指摘はしていますが、そこについて、最終的にガイドラインがないので、法的に私たちが突き詰めることができてこなかったというのがあります。

ただ、本当に、今回事実かどうかは分かりませんが、報道ベースに出てきている動きというのは、この数年、我々はその取組を強化してきましたので、ある意味では、いわゆる株主向けのホームページには、ここは稼ぎ頭なので、ここがあるからうちの会社は大丈夫というふうに記載されていたんですが、仮にそういった報道のことが中で検討されたとすれば、もしかしたら横田委員がご指摘されたようなことを、これまで何年も続けてきましたので、そういったことが影響しているのかなというところはございます。

ただ一方で、そういうことがあったからこそ、今回動きが出たんですが、東京都の調査でいきますと、やはりいずれ火葬力が足りなくなることがあります。私は、これまで、東京都と市区町村長との意見交換の中で申し上げてきたこともあるんですが、今、葬儀のあり方も変わってきていますので、例えば火葬場に特化した小規模な施設を造ってはどうかと。もう本当に家族だけのお別れができるような。

40年ほど前に、葬儀ができる公民館を造るか、造らないかということで議論になりました。その結果、造ったんですが、今区内10か所の公民館のうち5か所で、通夜葬儀ができるようになっていました。最後は焼く場所だけなんです。それで、私のほうは、東京都のほうと意見交換会のときに、もうそういう区で、そういった葬儀場を今、準備できているので、どこのところに配置するかというのはあるんですが、小型の火葬に特化した施設を増設していったらどうかということを協議していければと思います。

火葬場の場合、都市施設として、都市計画に位置づけをしてという幾つかの法律をクリアしながら、当然環境アセスメントもやらなきゃいけないんですが、大変時間はかかると思うんですが、火葬能力が不足する時期が見えてきているという以上、増やして

いくという取組を進めていくべきではないかと思っています。

そうした中で、先ほど墓地のほうの話もあったんですが、墓地というのは明日なくても大丈夫なんですよね。特に、今、墓じまいで、うちもこの間墓参りに行ってまいりましたが、周りに昔はぎっしり墓があったものが、もう周りは、うちしかもう墓がなくなっているという状態で。一方、火葬のほうは、1週間冷凍してというだけでも安置代だけでも毎日数千円ずつかかりますので、その逼迫性というのは、かなり差がありますので、許認可権のところも確かにそうなんです。

許認可を例えば、瑕疵のない書面を出されたときに、行政手続法に基づいて、私たちも行政機関なので処理をしていかなきゃならないのですが、一定期間の間に結論を出さなきゃいけないという、そういった規定もございまして。ただ、横田委員のご指摘というのもごもっともで、法律を超えてはできないところはあるんですが、そこはしっかり今日アドバイスをいただきましたので、しっかり取り組んでいきたいなと思っております。

○大橋（洋）会長 よろしいですか。

長江委員、途中退席と伺っていますけれども、何か補足とかで、お話はよろしいですか。

○長江委員 ありがとうございます。すみません、大学の授業のため、退室せざるを得ません。

今、お話しいたっている火葬場のそれこそ利用される方々の視点から、様々な見方をしていかなければいけないと考えます。火葬場は小規模な斎場、そういうものと併設をする以外に、海外の場合は、やはり火葬待ちをする期間みたいなものもあるため、エンバーミングをしてご遺体をもたせるケースもありますが、何よりもご遺体をご自宅で保管するということがなかなかできません。そのために、日本の場合は1泊ビジネスホテル並みに費用がかかってしまう。海外の場合は、火葬場にご遺体を保管する施設そのものが併設されているような形で、安心していつでも故人様の遺体に会いに行けるみたいな事例もございまして、今後検討する中に、火葬場の逼迫の数の問題と、先ほど申し上げましたご遺族に対する配慮の問題と、なおかつご遺体を尊厳ある形で、いかにしっかりサポートできるかというその心のケアみたいなものも含めて、俎上に載せていただければ、何よりも都民の方々にとっての安心になるかと思います。

以上でございます。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

今日、冒頭に、要望について吉住区長からお話をいただいて、先ほど質問に対しての補足をいただいたんですが、民営火葬場をお持ちのところの区長という立場で、何か、要望なり、現状認識とかで補足があれば、ぜひお願いいたします。

○吉住委員 ありがとうございます。東京の火葬場は大災害のときに、先ほど都市災害があったときという話もあったんですが、地方で発生した場合の火葬能力がオーバーしてしまった場合は、東京で火葬を引き受けてきたというこれまでの経緯があります。そう

いった意味でも、都民の数だけでも足りないことが予測されている以上、何らかの形で火葬能力の強化は実現していかななくてはならないと認識をしています。その際には、もう法律の趣旨にのっとって、やはり公営でやっていくべきであろうと考えておりますので、そうした意味では、そのための取組を進めていかななくてはならないと思っています。ただ、掛け声だけでは意味がありませんので、具体的にどういう手法が取れるのか、その辺は専門家の、一組を持っている5区もありますので、その辺の知見も私たちもいただきながら、具体的に話を検討していければと思っています。

○大橋（洋）委員　ありがとうございます。

今日は、民営火葬場が問題で、特にその料金とか、経営管理とかというようなことについて、どういう観点で見ていったらいいのかという点については、これは非常に専門的で難しい問題がございます。その点につきまして、公営の火葬場の使用料設定、千葉の市営火葬場とかで監査のご経験もあるというように伺っておりますので、公認会計士の大橋委員のほうから、ぜひこの火葬料金というのは、電気とか、ガスとか、鉄道とかと比べて、その原価費用の構造というのは、どんなふうになっているのかとか、特に区長の方がチェックをするようなときに、どういうようなところに目をつけたらいいのかとかという、そういうようなところについて、知見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○大橋（周）委員　ありがとうございます。

使用料の設定は自治体さんによって、皆さんもお詳しいとは思いますが、設定基準がございまして、それに基づいて設定されています。かつ、受益者負担割合が施設ごとに定められていると思うので、例えば千葉市だと20%みたいなところで、要は、これは税金でどのくらい賄うのかというところで、受益者の負担が20%なので、残りの80%は税金で賄っている。要は、年間にかかるコスト、あるいは施設をつくときのイニシャルコストも含めて、そのイニシャルコストを入れるかどうかというのはそれぞれあるんですけれども、自治体さんによって、それぞればらばらになっているというところなのかなと思います。

今、電気みたいな話もありましたけれども、そちらに目を向けると、有名な言葉、総括原価方式というのがありまして、かかった原価に対して、それにどのくらいの使用者がいるのか、それで割って単価を求めてみたい、そんな方法で料金を算定するというのが、電気とか、水道とか、ガスとかでされていて、この世界ですと料金算定とか、いわゆる収支計算ですね。これが省令で、経済産業省令で定められていたりして、なおかつ会計監査もそれぞれで受けていたりもするので、かなりきっちりやられているのかと思います。

この辺りの考え方が、今回資料2の5ページで火葬料金の設定の考え方に関するガイドライン等を示すというところがありましたけれども、このガイドラインをつくる場合には参考になるのかなと思っています。

私からは以上です。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

それでは、今、一通り、皆様からいろいろ現状とかについてお話をいただきました。それで少し取りまとめをいたしますと、まず、第1番目の課題、今回、実態調査を行っていただきまして、客観的に火葬能力の限界という話が出てきております。これについては、各区市町村が取り組む必要性というのは、確認できたように思います。ただ、この場合も行政境界を超えて利用というようなことも認められますものですから、自分のところのテリトリーだけを考えてというようなことでもなくて、その相互の連携というようなことも重要になってくるようなことかなと思いました。

そうだとしましても、恒常的に議論いただくような協議会のような場を設定するということにつきましては、厚労省も見解を明らかにして、これは、こういう協議会是否定していないというようなことですので、そういうような形での検討ということも併せて問題があるように思います。

また、首都東京は、いろいろ近隣の住民の利用もあるというようなことですので、そうしますと、これ火葬需要というのが、そういう東京をはみ出したような部分もありますので、そうした広域化に配慮するという観点からしますと、東京都もまたそういう広域調整を行う自治体として、そういう広域化への配慮という観点から、能力増強に向けたところに一役買っていただくような必要性があるのかなというような印象を持ちました。

それでは、この課題は逼迫するということを前提にして、抽象論ではなくて、具体的にどう火葬能力を増強するかということで、先ほど区長の方から、いろいろ工夫してキャパシティを増やしているようなお話がありました。そういうのをみんなで知恵を出すということをぜひ、ここで一番目の課題としてやってみたいと思います。

それで、第2の課題なんですけども、今日は度々お話に出てきましたように、やはり区部では、全国的には珍しく歴史的な経緯もあって、民間業者が火葬業務を行っていて、特に1社の寡占状況ということがあって、これに対して法的なコントロールということが、なお不明確なところは残されていてというようなことですので、この法律をはじめとして、火葬場経営のコントロール手段というのが、まだ今は、はっきりしていないんだと思います。それは、行政指導はできるのかもしれませんが、多分今後、何かいろいろ問題が起きたときの実効的なコントロールをどのようにしていくのかというような問題は、残されているように思います。

この関係で、今日冒頭に吉住区長からお話がありましたように、特別区長会と東京都が要望したように、法律できちっと書いてもらうということは、これはやっぱり王道ですので、それはしっかり要望してということは大事だと思います。ただ、そうはいっても、全国的に97%が火葬場は公営という現実の中で見ますと、民営火葬場の経営コントロールの問題というのは、東京固有の問題だという、そういう扱いをされるリスクは

残っているように思います。

それで、平成30年に内閣府が行っている地方分権改革の提案募集というのがありまして、ここで地方から厚労省に対して、民営の火葬場についての提案というものが出されました。そこで、民営火葬場の運営というのも、厚労省は可能だという前提の下に、ただ許可を与えるような場合には、非営利性とか、継続性を保証するために、利用条件の変更等に関して、知事との協議を許可条件とするとか、財務諸表の提出を求めるとかという、そのようなことは具体的に可能だという、そういうような通知を出していて、それは基礎自治体の行政裁量でできるという、そういうような判断を下しています。

東京の場合には、もう既にみなし許可で与えられていますので、この許可の機会を捉えるということに難しい点があるのかもしれませんが、他方で、今、お話しのような形で、法10条の許可のところで、そういう経営面に立ち入った裁量コントロールができるということであれば、今日はちょっとお話に出ていないんですけど、17条の指導監督というところにも公共の福祉の観点からということに、こういう経営事項というようなものを設けて、そこでコントロールしていくことができるのではないかという気はいたします。ただ、そうはいつでも、一番問題は、これは基準なしに監督処分を打てば、恣意的だとかというような批判を受けたり、現場が大変になりますので、やはり今のご時世ですので、行政手続法とかに基づいて、処分基準という形できちっと示しておいて、それに基づいて、経営監督を行いますというようなことをやるということが前提になるんだと思います。

ただ、この処分基準の策定から複雑な会計上の問題もありますので、各区でやれというのは負担が重いと思いますので、こういうところはやはり東京都が中心になって、ガイドラインとかを出していただいて、それを基に、各区が処分基準とかを用意するというのも一つかなという気がします。

そのときに、最後残された問題は、基準の中で何を書くのかという点については、先ほど大橋委員からありましたように、多分これ、公営でも民営でも見るべき経営のチェックポイントというのは、やっぱり基本は変わらない点はあると思うのです。そこで何を聞かなければいけないのかということについて、お知恵を借りながら、民間施設向けの処分基準やガイドラインみたいなようなものも、ぜひこの検討会で具体的に踏み込めれば、法律改正を求めるとのこと以外に、現行法の中で何かやるということの一つの手段を持つことができます。私は、別に不利益処分を行うということは大事じゃなくて、そういうことが各地方公共団体ができるということだとすれば、それを前提として、協議の機会とかを持ってもらって、その中でいろいろ実質的な経営事項についての相談を持ちかけるというところで、話がつけば一番スムーズなのです。そんなような感想を今日はお話を聞いていて思いました。そういうようなところまで踏み込んだ議論を、これからぜひ続けていきたいというような形に考えております。

それでは、大体、議論すべき点についての意見交換は、以上とさせていただきます、

では、議題3、今後の検討の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○山本調整担当課長 では、資料3に基づきまして、事務局よりご説明させていただきます。

今後の親会の開催に向けまして、今後の議論を進めるに当たりまして、検討テーマについてご議論を具体的に行うための部会を設置することをご提案させていただきます。

部会につきましては、自治体の部課長級職員を委員といたしまして、その議論のテーマ、そのテーマに応じまして、今回ご参画いただいております有識者の皆様、また、その他の関係者の方にもご参加をいただきまして、専門的な知見を仰ぎたいと考えております。

なお、この部会における検討内容、またその結果につきましては、親会にご報告をさせていただきますと考えております。

検討テーマにつきましては、先ほど会長からもお話がありましたように、第2回に向けまして、将来の需給を踏まえた様々な手法の検討ですとか、第3回に向けて、経営管理などについて検討してまいりたいと思います。

スケジュールにつきましては、下段にございますように、今後それぞれの親会、タイミング、2回目、3回目ございますけれども、それに向けまして、部会での検討を進めてまいります。第2回に向けましては、複数回の実施も予定しているところでございます。

以上が今後の検討の進め方の案でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

今、お話がございましたように、まずは次の2回に向けては、この火葬能力増強ということについてのテーマで、実務レベルでいろいろご議論いただいたものをここに挙げていただいて議論をする。次には、今日お話に出てきた火葬場の経営管理のコントロールということについて、また、いろいろ議論いただいたものを、ここで第3回目に出していただいて、それについて議論をするというような形で進めたいというのが今回の進行方法の提案だと思います。

これについて何かご質問、ご意見は。どうぞ。

○阿部委員 多摩地域では、先ほど私が話したように、確かに民営の斎場1か所あります。

1か所ありますが、ただ、多くは一部事務組合、私どもの一部事務組合であったり、単独でやっているところでもありますので、冒頭にあった墓地埋葬法改正の特別区と東京都の話と、なおかつ今、お話のいわゆるこれは確かに公営、民間問わずにいろいろ企業経営のあり方について、いろいろチェックしていただくことはいいんですが、ただ、私たちからすると、やはりこちらが困っていることというのは、公営の斎場であっても、今回データで見せていただいたように、非常に将来厳しくなると。

ただ一方、私たちのほうが全国的に見ると、会長がおっしゃっているグローバルスタンダードで、そうすると、各自治体が正直申し上げますけど、私ども多摩市で言えば、

5市できちんと運営していかなくやならないという覚悟を持って運営していますが、ただ、そのときに東京都が特別区に対してのみ、何か支援をということになってくると、これは、やはり同じテーブルになかなかつき難いので。ですから、私たちとしては、東京都全域で考えるということがあくまで前提で、その際、やはり特別区に、先ほど申し上げましたが、いわゆる市区町村の義務の部分については、汗はかいていただくところはかいていただかないと、多分私たちのほうと同じテーブルで議論するというのは、非常に難しくなってきますので。課題は共有できておりますので、ぜひその辺り、進め方の際、特に課長、部長で議論していくと、やはりその齟齬を持っている側と持っていない側でかなり違ってきますので、その辺りは一つご配慮というか、よろしくお願いしたいと思います。

○大橋（洋）会長 分かりました。それでは、特に2回目の検討に向かうときに、今、いろいろ運営主体とかでもばらつきがあったりとか、状況が違うので、そういうことを踏まえた上で、議論を進めていきたいと思います。

あと、ほかにこの進め方とかについてご質問とか、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

○大橋（洋）会長 保坂委員、お願いします。

○保坂委員 世田谷区長の保坂です。冒頭、お話があった東京の民間火葬場が、丸ごと経営権が譲渡、売却されるというニュースに機敏に反応して、国に対してそういうことができないように明確に規定を求めていただいたのは大変よかったと思います。今日も大変有意義な、経営実務の把握の問題や公的なガバナンスをどういうふうに効かすのかということについてお話ししていますが、やはりこれが現状では、どこへでも経営権を丸ごと売り渡せるような状態になっているのは非常に不安定でございますので、そういうことが行われないうにということのをこれは水面下、あるいは直接にでも、区長会としても、あるいは東京都としても、今こういう議論が始まってということをしかり相手方に伝えておいていただきたいと。今度2回目までちょっと時間がありますので、これはお願いになりますけれども、発言をしておきたいと思います。

○大橋（洋）会長 ありがとうございます。

あと、ほかに。はい、どうぞ。

○横田委員 3点だけ。手短に。

まず、吉住委員。私、知見がないままに、それだけやはり現行の特別区においてもご苦勞をなされておられるお話、誠にそれを省みることなく、失礼なことを申ししてしまいました。申し訳ございません。

であるならば、やはり墓埋法の改正の今回の要望は、何かすごくふわっとした言い方になっているので、冒頭、先ほども申し上げました厚生労働省は基本的には、もう特別区、市区町村に権限は任せているんだからというところの前提がまずあるので、例えば吉住委員からお伺いしたお話で、要するに帳簿は出してくるけれども、企業会計の規律

によってやっているからというロジックを投げかけてくる。他方、こちらとしては、あくまでも公益事業としての振る舞いをしてほしいというところで、同じ会計帳簿を目の前にしても見解の相違があるときに、我々は一体何ができるんだというところまで踏み込んで、厚生労働省は何かアイデアはないのかと。こちらが墓埋法に基づいてグリップしようとしても、できないのだと。これは、どうにかできないのかというのは、やはり今回の改正要望は、今回1回で終わるものではないと思うので、やっぱり理詰めで、ここは、ここはでやっていくと、通知か通達でというのが出てくるんじゃないのかなと思います。それが1点、おわびを申し上げるとともにです。

2点目なんですけれども、先ほど、墓埋法の8条等に基づいて、要するに墓埋法で決めること以上のことを行政権として、行政執行権として行ってしまうと、後で裁判になったときに、根拠が薄弱という、なかなかその勝てる形の話にはならないのではないかなという懸念のご指摘があったんですが。これは、もう既に1,600の市町村がある中で、ほとんどの市町村は、墓地、埋葬等に関する法律というのを一応立てつけにして、何とか町墓地埋葬等に関する施行規則という言い方をしているところもありますし、何とか村墓地条例とか、要するに条例をつくれればいいんですよ。そうすれば、法令的な裏書が生じるわけなので。だから、特に東京においては、民営火葬場に関する運用条例とか、それを作れば、裁判においても、要するに東京都という自治体において、こういう条例が施行されているんだからということでの積み上げはできるんじゃないのかなと僕は思うんですが。この辺りは、ぜひ大橋先生に、それでいけるよということなのかどうか、後でご意見をいただければと思います。

以上でございます。すみません。失礼いたします。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。

ルールを書く場合に条例で書くのか、処分基準のような形で書くのかという問題があります。やはり一番難しいのは、書く内容のところの会計事項のところがポイントになるのかなと思いますので、そこを含めて、3回目の議論で深めたいというように思います。

あと、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまご説明ありましたような形で、部会を設置していただいて、その議論を踏まえたものをここに出していただいて、これからまず火葬能力の問題、その後には経営管理の問題のような形で、ここでご議論いただきます。今日、何回もお話に出ていますように、この火葬場の問題に対して、これだけオープンな場を作ったというのは、非常に画期的なことで、そこでこういう透明性の高いところで議論して、ぜひこれは都民、区民の方にも問題共有していただいて、こういうことがあるんだということを認識していただくということが非常に大事なことなのかなと思います。そういう観点を踏まえて議論していきたいと思います。事務局、この形で準備をお願いしたいと思います。

それでは、議事は以上となりますけれども、全体を通じまして、何か最後にご意見とか、ご質問はございますでしょうか。よろしければ……。

○横田委員 すみません。最後に、先ほど、会長より97%が公営なんだと。東京都においては、ある種非常に特異な例なんだという内容のご紹介をいただいております。これは、なぜ地方において民営の火葬場ができないのかということ、ひとえに、これは民営ではやれない構造だからです。要するに、独占的に23区のエリアをカバーしているのが強みで。

地方において民営の火葬場がないのはなぜかということ、これは今、東京都のホームページにも出ていますけれども、火葬料金は、例えば民営の火葬場で9万円スタートでマックスどのぐらいか知りませんが、9万円なんです。この9万円は、公営の火葬場に移ったときに幾らなのかというのを見たときに、多分、もう皆様方、ホームページで発表されているのはご覧になられていると思いますけれども、例えば横浜市とか、埼玉に、例えば東京都民が域外からということで持っていくと、先ほど大橋先生から千葉市は住民向けは2割ぐらいの負担と紹介がありましたけれども、住民であれば住民税で運用されているから2割でいいよという話になるんだろうけど、地域外の方には8万円とかですよ。ほぼ民営火葬場に負けじ劣らずの費用で、東京都下の火葬する人の遺体も受け付けますということにはなっているんで、あくまで個人的な意見ですけど、今の民営火葬場の9万円は、そういう公営の運用のあり方から見ると、そんな過大な利益を得るような価格設定にはなっていないというように感じます。僕は、会計の中身を精査していないので、やや先走った見方になるおそれもあるんですけども。

だから要するに地方で民営の火葬場がないというのは、民営だと9万円でないで成り立たないから。だけど、近くに公営の火葬場がいっぱいあって、5,000円でやりますとか、場合によっては、ただでやります何ていうところに、いきなりほんと民営の火葬場を設けても、誰も使ってくれないから民営の火葬場はない。ひとえに東京都の民営火葬場は、過去からの歴史のつながりと、そこでシェアを占めているがゆえのある種強みから成り立っているんですよ。だから、それに対抗しうる方策として、火葬能力の向上というか、火葬場の新設があるかもしれない。ほかの方法もあるかもしれませんが、要するに逼迫している火葬状況を改善することによって、逆に今の民営火葬場には頼らなくてもできるということにもつながっていくことになろうかと思いますので、ぜひ火葬場の火葬能力の向上というのは、これは東京都全体の問題として、酌み取っていただければ、僕は一都民でございますので、そこは深くお願いしたいと思っております。

すみません。

○大橋（洋）会長 それでは、予定しておりました議題を終了いたしましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○神永健康安全部長 大橋会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方に

おかれましても、本日は本当に活発なご意見、ご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、第2回、これから続けて、進行を進めてまいりたいと思いますが、第2回の検討会につきましては、秋口目途で開催をさせていただければと思っております。具体の日程につきましては、またご連絡の上、ご調整をさせていただければと思っております。

また、事務連絡になりますが、冒頭でもお知らせをしたとおり、本日の議事録については公開となります。改めて、委員の皆様方には、本日の議事録のご確認等をいただく予定となっておりますので、こちらについてもご協力をお願いできればと思っております。

また、最後に申し訳ありません。今回の検討会につきまして、オンラインの配信につきまして、途中でトラブル等ございまして、通信環境が不十分な状況が出てきているところがございます。こちらにつきまして、重ねておわびを申し上げます。別途確認をした上で、何らかの対応をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、火葬場に係る検討会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

(午前11時54分 閉会)

※本議事録は、発言の趣旨を尊重しつつ、不適切な表現の訂正・削除、表現の整理及び重複部分の削除等を行い、分かりやすさ及び公平性の観点から整文化したものです。